

監査運用の見直しに伴う
取引参加者に対する監査に関する細則の一部改正について

2021年7月27日
株式会社東京商品取引所

当社は、取引参加者に対する監査に関する細則の一部改正を行い、本年7月27日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今後、大阪取引所の取引資格を有する当社取引参加者については、日本取引所自主規制法人が行う考查と、原則として同時に監査を実施します。今回の改正は、これを前提として、取引参加者の対応負担軽減も含めた効率的・効果的な監査を実施するにあたり、当社による監査運用の見直しを行うことによるものです。

以上